

温 泉 分 析 書

1. 申請者住所氏名

広島県三原市港町3丁目5番1号
三原市長 天満 祥典

2. 源泉名及び湧出地

源泉名 善入寺温泉
広島県三原市本郷町善入寺字北雑木谷94番地112

3. 湧出地における調査及び試験成績

イ 調査試験者 一般財団法人 広島県環境保健協会 井手岡謙治
ロ 調査年月日 平成 29 年 9 月 21 日
ハ 泉 温 20.4℃ (気温 22.0℃)
ニ 湧 出 量 測定不能、「ポンプ性能265L/分(湧出量測定困難なため、施設管理者聴取結果記載)」
ホ 知覚的試験 無色透明無味微硫化水素臭
ヘ pH 値 8.4
ト 電気伝導率 0.0118S/m(25℃)
チ ラドン(Rn)含有量 141×10^{-10} キュリー/L(ゲルマニウム半導体検出器)
(38.9 マッヘ単位)

4. 試験室における試験成績

イ 試 験 者 一般財団法人 広島県環境保健協会 森 道史
ロ 試験終了年月日 平成 29 年 10 月 18 日
ハ 知覚的試験 無色透明無味微硫化水素臭(4時間後)
ニ 密 度 0.9984 g/cm³(20℃/4℃)
ホ pH 値 8.8
ヘ 蒸発残留物 0.0982 g/kg

5. 試料1kg中の成分、分量及び組成

イ 陽イオン

ロ 陰イオン

ハ 遊離成分

ニ その他微量成分

成 分	mg	mval	mval%	成 分	mg	mval	mval%	非 解 離 成 分	mg	mmol
リチウムイオン (Li ⁺)	0.1	0.01	0.78	フッ化物イオン (F ⁻)	5.0	0.26	18.71	メケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	33.3	0.43
ナトリウムイオン (Na ⁺)	15.3	0.67	51.93	塩化物イオン (Cl ⁻)	3.9	0.11	7.91	非解離成分計	33.3	0.43
カリウムイオン (K ⁺)	0.3	0.01	0.78	硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	4.6	0.10	7.19	溶存物質(ガス性のものを除く)	0.12 g	
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	0.1	0.01	0.78	炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	44.1	0.72	51.80			
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	11.8	0.59	45.73	炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	6.0	0.20	14.39			
陽イオン計	27.6	1.29	100.00	陰イオン計	63.6	1.39	100.00	総 計	0.12 g	

総ヒ素 不検出
総水銀 不検出
鉛イオン 不検出
銅イオン 不検出
遊離炭酸 不検出
アンモニウムイオン 0.06mg
ストロンチウムイオン 0.03mg

6. 泉質

単純弱放射能冷鉱泉

鉱泉分類: 低張性弱アルカリ性冷鉱泉

7. 禁忌症、適応症は別表による

平成 29 年 10 月 19 日

登録分析機関の名称 一般財団法人 広島県環境保健協会
(登録番号: 広島県第3号)

所 在 地 広島市中区広瀬北町9番1号
代 表 者 の 氏 名 理事長 佐藤 均



温泉分析書別表(浴用)

1. 源 泉 名 善入寺温泉 (温泉分析書 第 W170921002-001 号)
2. 湧 出 地 広島県三原市本郷町善入寺字北雑木谷94番地112
3. 温 泉 分 析 申 請 者 広島県三原市港町3丁目5番1号 三原市長 天満 祥典
4. 泉 質 単純弱放射能冷鉱泉(低張性弱アルカリ性冷鉱泉)
5. 分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は環境省自然環境局長通知(平成26年7月1日)環自総発第1407012号によれば次のとおりである。
【浴用の禁忌症】
一 般 的 禁 忌 症 病気の活動期(特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くとき息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期。
該当項目なし。
泉 質 別 禁 忌 症
【浴用の適応症】
一 般 的 適 応 症 筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり(変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)、病後回復期、疲労回復、健康増進。
泉 質 別 適 応 症 高尿酸血症(痛風)、関節リウマチ、強直性脊椎炎など。

入浴上の注意

浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ. 入浴方法

- (ア) 入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
- (イ) 入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
- (ウ) 入浴回数 入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。
- (エ) 入浴時間 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

ウ. 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ. 入浴後の注意

- (ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること(ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質(例えば酸性泉や硫黄泉等)や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。)
- (イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ. その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

(注)この別表は温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。